

## 米軍機関の日本における物資処分

行政協定第11条6項、第12条8項および第15条3項に基づき、合衆国軍機関（合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関および行政協定第15条に規定する機関をいう。以下同じ。）が関税の免除を受けて日本国に輸入しまたは租税の免除を受けて日本国で購入した物資（以下合衆国財産という。）を日本国内において処分するに際しての条件及び手続が昭和29年10月の日米合同委員会において概要次のとおり合意されている。

1. 処分には売却、贈与等があるが、売却のときは次の場合に限られる。

(1) 外貨を対価とするときは

(イ) 購入者が為替管理上の居住者であるときは、日本の法令に基づき外貨による支払の許可を受けた場合。

(ロ) 非居住者であるときは日本国外の源泉から取得した外貨により支払う場合。

(2) 円貨を対価とするときは購入者が為替管理上の居住者である場合。

2. 関税の免除を受けて日本に輸入された合衆国財産の処分

(1) 合衆国軍機関は合衆国財産を処分しようとするときは、品目、数量、所在地、処分予定日を記載した書類を一般に公告すると同時に通商産業省に送付しなければならない。ただし、処分しようとする財産が50弗以下の場合および為替管理上の非居住者に引渡されることが当初より明確な場合は通商産業省への通知を必要とせず、財産の所在地を管轄する税関（以下税関という。）に通知するだけで足りる。

(2) 通商産業省は（必要ある場合は他の日本政府機関と合議して）その処分が日本経済に好ましくない結果を与えるか否かを考慮の上、処分に同意（条件付同意を含む。以下同じ。）または不同意を米側に回答する。一方税関にも米側への回答の内容を通知する。

(3) 合衆国軍機関は通商産業省から処分に同意する旨の回答を受けた場合は、処分を行った後、税関に品目、数量、所在地、処分年月日、処分価格、譲受者名を記載した書類を提出する。

税関は譲受者からの申告を受理して検査、通関を完了するものとする。

(4) 合衆国軍機関は通商産業省から処分に不同意である旨の回答を受けた場合は、当該財産を日本国外に撤去するものに対してのみ処分を行うものとする。

(5) なお、当該財産の譲受者が非居住者である場合は、当該財産は譲受者により日本国外に撤去されねばならない。

### 3. 租税の免除を受けて日本で購入せられた合衆国財産の処分

租税の免除を受けて日本で購入せられた合衆国財産の処分については、当該財産の譲受人は財産の所在地を管轄する税務署長に品目、数量、所在地、譲受年月日を記載した申請書を提出し、租税を納付しなければならない。

4. 合衆国軍隊および合衆国軍隊の公認調達機関および行政協定第15条に規定する機関が処分によって取得した円貨は米弗に交換せられてはならず、かつ米側が米貨の売却によって取得した円貨と区分して経理されねばならない。またその円貨は合衆国軍隊および公認調達機関の場合、合衆国政府目的に使用されるが、行政協定第15条に規定する機関の場合の使用は経常の人員費に限定される。